



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. TEC—FORCE（緊急災害対策派遣隊）が平成26年度人事院総裁賞を受賞しました

関東地方整備局

関東地方整備局緊急災害対策派遣隊(TEC—FORCE)は、平成25年10月伊豆大島土砂災害等の大規模災害の発生時の迅速な活動が評価され、このたび、平成26年度人事院総裁賞<sup>\*</sup>(職域部門)を受賞しました。

1. 受賞者 関東地方整備局 緊急災害対策派遣隊(TEC—FORCE)
2. 顕彰理由 関東地方整備局緊急災害対策派遣隊は、大規模自然災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、自治体からの要請等に基づき迅速に出動し、被災状況の迅速な把握、被害の発生・拡大の防止等の支援を行う。平成25年10月の伊豆大島の台風26号による大規模な土砂災害時には、土砂災害の二次災害の不安がある中、土砂災害危険箇所の緊急点検や土砂災害危険区域の監視を実施し、避難勧告発令時の判断、行方不明者の捜索活動範囲の安全確認等に寄与した。大島町での活動は一ヶ月にわたり延べ約600人が活動した。

以上の国民の生命・財産等の保護等業務上の顕著な功績により、公務の信頼を高めることに寄与した。

※多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な業績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員(一般職の国家公務員)又は職域を顕彰するもの。(昭和63年創設)

平成26年12月10日、東京都港区の明治記念館で開催された授与式には越智繁雄関東地方整備局長が出席し、一宮なほみ人事院総裁から賞状を受け取りました。

今回の受賞を励みに、今後も被災への迅速なTEC—FORCEの派遣等について、職員一同、微力ながらも全力をもって活動して参ります。

詳しくは、関東地方整備局ホームページ、関東地方整備局 Facebook でご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_00000668.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000668.html) 関東地方整備局 HP

<https://www.facebook.com/ktr.mlit.go.jp> 関東地方整備局 Facebook

## 2. 「道路をより管理しやすくする取組み」第2弾 冬季の交通安全対策として凍結抑制舗装を実施しました

高崎河川国道事務所

道路の維持管理は、通行中の道路上であり、多種多様で規模が小さく手間のかかる作業が多く、人件費や機材等の費用が割高になるとの指摘もあります。また、道路の維持管理作業は、道路施設を利用する方々が安全で使いやすい環境を維持し長く使うため、より効率的な管理手法が求められています。

高崎河川国道事務所では、管理する国道(17号、18号、50号:全約210キロメートル)において、これまでの道路の維持管理で蓄積された知見や新技術を総動員して「道路をより管理しやすくする取組み」を推進することにより、道路の維持管理上の課題の解決に努め、道路利用者に対する一層のサービス向上を目指しています。

今回は、冬季の路面凍結を抑制し、道路交通の安全性を向上する取組みとして、凍結抑制舗装を国道17号、18号で3箇所(延長延べ約1キロメートル)において実施しました。(本文資料(PDF)別紙参照)

なお、降雪時など冬季の道路交通の安全のためには、道路を利用される方々において冬用タイヤ、タイヤチェーン装着といった雪道支度や不要不急の外出の控え、外出にあたっての気象情報、道路情報の確認をしていただくことが重要です。これらについて引き続き、一層の広報、啓発を図ってまいります。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki\\_00000197.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/takasaki_00000197.html)

### 3. 今冬の円滑な道路交通の確保に向けた関東甲信地方の大雪対応について

関東地方整備局  
道路部

関東甲信地方は今年2月の記録的な降雪により、高速道路や直轄国道をはじめ幹線道路においても通行止めや立ち往生車両が続出し、特に群馬・山梨・長野県内においては長期間にわたって道路交通に甚大な影響がもたらされました。

今冬においては、これらの教訓を踏まえ、本文資料(PDF)別添のとおり、取組方針を取りまとめました。

この取組方針のもと、関係者が連携・協力し、円滑な道路交通の確保に取り組んでまいります。

[本文資料\(PDF\)](#)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road\\_00000074.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_00000074.html)

### 4. 利根川上流河川事務所 建設業担い手育成・確保貢献工事について～表彰制度を創設しました～

利根川上流河川事務所

利根川上流河川事務所は、事務所所管の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを、工事成績を評価するとともに、建設業担い手育成・確保貢献工事として選定し、これを表彰することにより、技術の向上及び円滑な事業の推進に資することを目的とした、表彰制度を創設しました。

表彰は平成27年度より実施し、表彰の対象期間は、前年度に完成した工事となります。

なお、表彰受賞者は、利根川上流河川事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の手続きにおいて、表彰の日から2年の期間、企業の技術力における項目に加点評価を受けることができます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/tonejo\\_00000041.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/tonejo_00000041.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」について（閣議決定）

海岸法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」について（閣議決定）

#### 1. 背景

海岸の防災・減災対策の強化及び適切な海岸管理を進めるため、堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等を海岸保全施設に位置付けるとともに、海岸保全施設の維持・修繕基準の創設、水門、陸間等に関する操作規則等の策定の義務付け及び操作従事者等に対する損害補償規定の整備、海岸協力団体制度の創設等について定める「海岸法の一部を改正する法律」（平成26年法律第61号。以下「法」という。）が平成26年6月11日に公布されたところである。

今般、法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において施行することとされている規定を施行するため、所要の事項を定める必要があることから、「海岸法施行令」（昭和31年政令第332号）等の一部を改正する。

#### 2. 概要

##### （1）海岸法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

海岸管理者による操作規則の策定、他の管理者による操作規程の策定、海岸保全施設の維持又は修繕に関する法の規定の施行期日を、平成26年12月10日とする。

##### （2）海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

1) 各都道府県知事が定める海岸保全基本計画に定める事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定する。

2) 主務大臣が海岸管理者に代わって海岸保全施設の新設等に関する工事を施行する場合に主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に、法の一部の施行に伴い新たに創設される権限のうち、以下の事項を追加する。

- ・ 海岸管理者が定める操作規則の策定等
- ・ 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）が定める操作規程の承認等
- ・ 他の管理者が操作規程を定めない場合や適正に定められていない場合等における是正の勧告等

- ・ 他の管理者が上記勧告に従わない場合の必要な措置の命令及びこれに伴う損失の補償等

### 3. スケジュール

公布：平成 26 年 12 月 3 日（水）

施行：平成 26 年 12 月 10 日（水）

[報道発表資料](#)（PDF 形式）

[【期日令】要綱](#)（PDF 形式）

[【期日令】本文・理由](#)（PDF 形式）

[【期日令】法律要綱](#)（PDF 形式）

[【期日令】参照条文](#)（PDF 形式）

[【整備政令】要綱](#)（PDF 形式）

[【整備政令】本文・理由](#)（PDF 形式）

[【整備政令】新旧](#)（PDF 形式）

[【整備政令】参照条文](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000840.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000840.html)

## 2. 「異例の降雪に対する国土交通省対策本部」について

本日平成 26 年 12 月 9 日、太田国土交通大臣の指示により、今後の異例の降雪にあらかじめ備えるため、これまでの対応で得られた知見や教訓を踏まえ、異例の降雪となった場合において被害を最小化するための対応を迅速かつ的確に実施することを目的として、今冬期間中、国土交通省に「異例の降雪に対する国土交通省対策本部」を常設しました。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000842.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000842.html)

### 3. 土砂災害危険箇所の行政の体制整備に係る緊急点検結果と対応方針について

#### 土砂災害危険箇所の行政の体制整備に係る緊急点検結果と対応方針について

11月に改正された土砂災害防止法に基づき、今後、土砂災害警戒区域の指定を促進していくこととしておりますが、土砂災害警戒区域の指定が完了するまでには、なお一定の時間を要することとなります。土砂災害から住民の命を守るためには、区域指定を待つことなく土砂災害危険箇所等における警戒避難体制を整えることが重要です。

本年8月に広島市で甚大な土砂災害が発生したことから、9月2日、全国の土砂災害危険箇所（約53万箇所）等における警戒避難体制の緊急点検を行うよう都道府県へ要請を行ったところです。

このたび、緊急点検の結果と当面の警戒避難体制の改善に向けた取り組みについて、とりまとめを行いましたのでお知らせします。

（参考となる記者発表掲載ページ）

・土砂災害危険箇所の緊急周知、行政の体制整備に係る緊急点検に係る説明会を開催しました


[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000814.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000814.html)

・土砂災害危険箇所等の緊急周知の実施状況について

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000819.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000819.html)

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式：120KB）

[添付資料](#)（PDF形式：271KB）


詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000843.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000843.html)

#### 4. 大和ハウス工業（株）が施工した住宅における防火シャッター雨戸の国土交通大臣認定への不適合施工について

平成 26 年 12 月 16 日、大和ハウス工業（株）が施工した住宅において、防火シャッター雨戸が国土交通大臣認定の仕様と異なる仕様で施工され、建築基準法違反等であることが判明しました。また、同様の疑いのある 1, 863 棟について、関係特定行政庁に調査を依頼しています。

##### 添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[別紙](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000520.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000520.html)



◆◆地域の動き◆◆

## 大島の土砂災害対応について

大島支庁土木課

### 1. はじめに

昭和61年11月伊豆大島の三原山噴火を受けて、東京都は「総合溶岩流対策事業」に位置づけ平成2年度基本計画を策定し、溶岩流や火山泥流を対象とした堆積工・導流堤などを整備するハード対策、雨量計の設置などのソフト対策を進めてきました。

こうした中、台風26号の接近により平成25年10月15日から16日にかけて24時間雨量824mmに達する豪雨に見舞われ、特に元町地区上流域の大金沢を中心とした溪流では、流木を伴った土砂流出が発生するなど甚大な土砂災害が生じました。

そこで、東京都が実施した、平成26年の梅雨入りまでの応急対策事業、「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」での検討を踏まえた対策について紹介します。



### 2. 台風26号による被害

#### 2-1 台風の進路

台風26号は、10月10日21時にマリアナ諸島近海で発生し、14日3時には沖ノ鳥島で非常に強い勢力となって日本の南海上を北北西に進み、15日午前には南大東島の東海上で次第に進路を北東に変え、16日未明から朝にかけて強い勢力を維持したまま、伊豆諸島や関東地方に最接近しました。その後、速度を速めて関東の東海上を北東に進み、16日15時には三陸沖で温帯低気圧に変わりました。



発災直後航空写真（提供：PASCO）

#### 2-2 台風による降雨

雨が降り始めの10月15日11時30分に大雨・洪水注意報、雨が強くなった同日17時38分に大雨・洪水警報、18時5分に土砂災害警戒情報が発表されました。

雨は日付が変わった10月16日0時頃から猛烈な強さとなり、同日1～4時までの4時間にわたり1時間あたり90mm以上の強さで降り続けました。この雨は、大島特別地域気象観測所（元町）では観測史上1位の値を更新しました。

	台風26号時		これまでの観測1位		統計開始 年月
	雨量(mm)	月日	雨量(mm)	月日	
日降水量	525.5	10/16	473.0	S57/9/12	S13/11
月最大24時間降水量	824.0	10/15-16	712.0	S57/9/12	S46/1
日最大1時間降水量	122.5	10/16	107.5	S55/10/14	S13/11

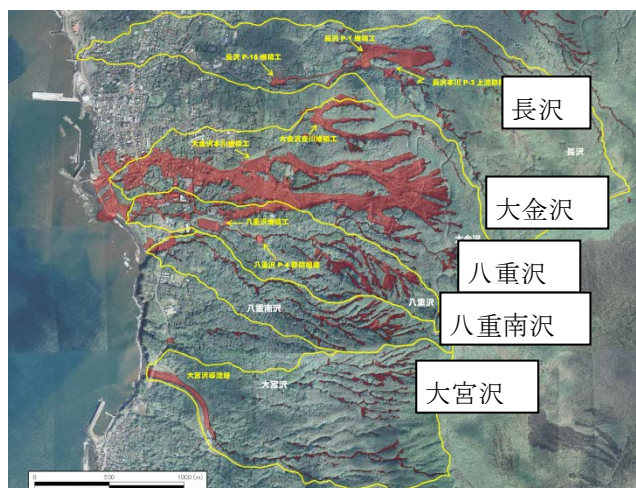
### 2-3 土砂災害の発生状況

元町地区上流域には大金沢をはじめ、長沢、八重沢があり、前述の「総合溶岩流対策事業」により堆積工や砂防堰堤など各砂防施設を整備していました。

今回の土砂災害は、元町付近上流斜面は14世紀に噴出した溶岩流の上を火砕物が薄く被覆した脆い地質条件に加え、元町地区上部の30～40度と急傾斜な斜面に記録的な豪雨が短時間に集中し、かつ崩壊発生後も継続したことにより元町上流域で広い範囲で崩壊と浸食が発生し、大規模な土砂流出となりました。

このうち、長沢では斜面上部で比較的広い範囲で表層崩壊が発生、八重沢では沢沿いで土砂・流木が流出したが、どちらの沢も砂防施設で土砂・流木を捕捉しました。一方、大金沢では、斜面上部の広い範囲で連続した崩壊と浸食が生じた結果、本川及び右支川では流出した土砂と流木の大部分を既設堆積工で捕捉したものの、左支川では不明瞭な流域界を乗り越えた大量の土砂・流木が出水と一緒に市街地を襲ったことにより被害を大きくしました。

八重沢の南にある八重南沢では、土砂・流木が流出し、島一周の道路である都道を閉塞させ、島の南北の車両の交通を遮断しましたが、翌17日昼過ぎに交通解放を行いました。



元町周辺溪流図

#### 各砂防施設土砂・流木捕捉状況



大金沢本川堆積工



長沢本川堆積工



八重沢砂防堰堤



八重沢堆積工

### 2-4 主な被害

台風26号による被害は以下のとおりです。

- ・人的被害 死者36名、行方不明者3名（平成26年11月27日現在）
- ・建物被害 全壊・半壊・一部損壊等含め400棟（平成26年7月31日現在）

※大島町調べ

### 3. 翌年の梅雨時期までの応急対策

この土砂災害を受け、東京都は、翌年の梅雨以降の台風などによる降雨により発生する土砂災害を再び起こさないため、以下の応急対策を行いました。

まず、各砂防施設に堆積している土砂・流木を撤去することを実施しました。各砂防施設には土砂のみならず、流木も混在していることから、土砂・流木を現場で分類し搬出することとしたため、作業時間を要しました。また、現場と処分先が遠方であったことから日当たり搬出量を増加しスピードアップを図るため、現場に近接した場所に一部仮置きを行い、平成26年3月上旬に全ての搬出を完了しました。

次に、大金沢において、斜面に残る不安定な土砂に対する安全性を緊急に確保するため、既設の本川堆積工の嵩上げを行うとともに、今回の災害の要因となった不明瞭な流域界で再度土砂・流木が乗り越えることがないように、導流堤を整備することとしました。本川堆積工の嵩上げについては、高さ1.5mの嵩上げによる捕捉量約1万m<sup>3</sup>の能力アップをするため、平成26年2月に現場着手しました。一方、導流堤は、ブロック積の構造を検討したが、現場条件や工期などを踏まえ、仮設として7mの鋼矢板を約6mの打設することとし、鋼矢板の材料約300枚及び圧入機械2基を海上輸送後、3月中旬に打設を開始しました。現場は、火山地形特有の様ではない地層で、また非常に硬い溶岩層(N値換算38,000)であり、1基の日当たり施工量が1～4枚であったり、打設機械が故障・破損したり、膨大なビットを使用するなどの状況でありましたが、5月末に完了し、梅雨入り前に本川堆積工及び仮設導流堤の応急対策工事を完了することができました。

さらに、町管理である八重南沢については、現在、砂防指定河川ではありませんが、砂防事業として着手するまでの間、強靱ワイヤーネット工を設置し、その溪流から流出する土砂・流木を捕捉し都道を保



除石状況（大金沢本川堆積工）



仮設導流堤



仮設導流堤施工状況



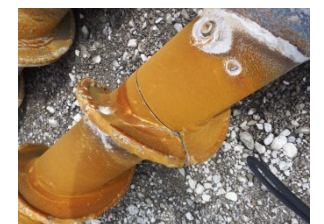
施工に使用したビット



オーガモータ・スクロー接続ジョイント切断状況



オーガスクロー破損状況



八重南沢



都道に流れ出た土砂・流木



強靱ワイヤーネット工法施工完了

全することとし、5月末に完成しました。

#### 4. 今後の対策

東京都は、元町地区の復興等も視野に入れ、砂防や火山の専門家や関係行政の意見を広く聴取するなど総合的に検討を進めるため、「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」を設置し、今後の砂防計画の基本的な考え方をまとめました。

まず、ハード対策については、元町地区に大きな被害をもたらした大金沢の対策を優先することとし、実施時期を応急対策、短期対策、中長期対策の3つに区分し、対策を段階的に実施していきます。

応急対策については、前述のとおり、梅雨入り前の5月末に完了しました。

短期対策としては、平成28年までの3ヶ年で急斜面に残る土砂の崩壊や緩斜面での新たな浸食に対する安全性を確保することとし、特に既存施設がない大金沢左支川を優先して整備することとしました。施工内容としては、2か所の導流堤と斜面対策工を実施する予定です。

中長期対策としては、次回の大規模噴火による土石流対策を考慮して短期対策に引き続き整備をしていくこととし、導流堤、堰堤工などの砂防施設を計画していきます。

なお、大金沢以外の溪流については、本年3月に「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」での検討結果に基づき、検討してまいります。

一方、ハード対策は一定の時間を要することから、ソフト対策については、東京都は土砂災害防止法に基づく基礎調査に今年度から着手し、平成27年度に指定し、大島町によるハザードマップの作成を支援していきます。

#### 5. おわりに

大島町は、今回の災害を受け、平成26年9月に「大島町復興計画」を策定し、今後、伊豆大島の復興と再生に尽力していくとしています。

大島支庁土木課としては、「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」に基づき、ハード対策・ソフト対策を積極的に推進し、伊豆大島が土砂災害から復興し、噴火や土砂災害から島民が安心して生活できるよう、国土交通省、都建設局、大島町と緊密な連携のもと、精一杯



「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」報告

努めてまいります。

最後に、昨年の災害にあたり、国土交通省 TEC-FORCE、自衛隊、気象庁、消防庁、警視庁など、様々なご支援・ご助言に対し、感謝申し上げます。